

鳥栖・三養基地区消防事務組合

令和３年２月組合議会定例会 会議録

令和３年２月８日

1 出席議員氏名

森山 林	品川 義則	内川 隆則	尼寺 省悟	古賀 和仁
松隈 清之	栗野 久明	田中 俊彦	古賀 通	牟田 秀文
中山 五雄	寺崎 太彦			

2 欠席議員氏名

なし

3 議会録署名議員

松隈 清之 寺崎 太彦

4 地方自治法第121条による説明員氏名

管理者	橋本 康志	副管理者	末安 伸之
副管理者	松田 一也	副管理者	武廣 勇平
消防長	下田 辰也	次長	藤戸 憲久
次長兼西消防署長	秋吉 孝二	次長兼鳥栖消防署長	森園 省三
総務課長	松永 康輝	警防課長	船津 直樹
予防課長	井上 耕一	情報指令課長	田中 清雅
総務課参事	大坪 広武	総務課長補佐	権藤 達弥
総務係長	園木 勝彦	財政係長	黒田 聡

5 議会事務局員氏名

総務係員 黒岩 義弘

6 議事日程

日程第 1	会期決定
日程第 2	議会録署名議員の指名
日程第 3	経過報告
日程第 4	管理者提案理由説明
日程第 5	佐賀県市町総合事務組合理約の変更について
日程第 6	鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する 条例
日程第 7	専決処分事項の承認について
日程第 8	令和2年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第2号）
日程第 9	令和3年度鳥栖・三養基地区消防事務組合予算

7 議会に付した案件

議事日程のとおり

8 議会の経過

開会 9時57分から10時39分

(森山議長)

本日、鳥栖・三養基地区消防事務組合告示第1号におきまして、組合議会定例会が招集されました。只今、出席人員12人よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。これより令和3年2月組合議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(森山議長)

ご異議なしと認めます。よって今期定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員の指名につきましては、会議規則第94条の規定により議長において松隈清之議員並びに寺崎太彦議員を指名いたします。

日程第3 経過報告でございますがお手元に報告書を配布いたしておりますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

日程第4 管理者提案理由の説明を求めます。

(橋本管理者)

議長

(森山議長)

橋本管理者

(橋本管理者)

おはようございます。

本日、ここに令和3年2月組合議会定例会を招集いたしまして、提案しております議案について概要をご説明し、ご審議をお願いすることといたしました。

議案第1号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について申し上げます。

これは、現自治会館の移転新築に伴う会館の名称及び事務所の位置が変更されるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第2号 鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、電気自動車等の普及に伴い自動車に充電する急速充電設備について、火災予防上必要な規定の整備を行うものでございます。

議案第3号 専決処分事項の承認について申し上げます。

令和2年11月30日に鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について専決処分いたしましたので、これを議会へ報告し承認を求めるものでございます。

議案第4号 令和2年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正予算につきましては既決の予算から歳入、歳出それぞれ895万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億7,201万9千円といたしております。

歳入面では分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰越金を追加する一方、繰入金、諸収入、組合債を減額いたしております。

歳出面では決算見込みによる調製を行うとともに積立金を追加いたしております。

議案第5号 令和3年度鳥栖・三養基地区消防事務組合予算について申し上げます。

予算の総額は歳入、歳出それぞれ15億441万9千円とし、前年度比1.52%

の減となっております。

歳入面では令和２年度基準財政需要額で算出しました各市町負担金及び財政調整基金からの繰入金及び組合債などを計上いたしております。

歳出面では総務費で人件費等経常的な経費のほか、消防費で救助用器具等の購入に要する経費を計上しております。

以上をもちまして提案理由の説明を終わらせていただきますが、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

(森山議長)

ありがとうございました。

日程第５ 議案第１号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(松永総務課長)

はい、議長

(森山議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

議案第１号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について説明いたします。

恐れ入りますが①の議案書１ページをお願いいたします。

本組合が議員・非常勤職員の公務災害補償事務について加入しております、佐賀県市町総合事務組合事務所の老朽化等に伴い、佐賀市堀川町に移転新築するとともに同組合が共同処理する事務として、設置管理及び運営する「会館」の名称が変更される

ため、同組合規約の変更が必要となるものでございます。

地方自治法では一部事務組合を組織する地方公共団体の数を増減、若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定めると規定されており、その協議につきましては同法の規定により関係地方公共団体の議会の議決を経ることとなっておりますので、ご審議をお願いするものでございます。

④と記しております議案参考資料の1ページに新旧対照表を添付いたしておりますのでお目通しいただきますようお願いいたします。

以上、説明とさせていただきますが、なにとぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(森山議長)

以上、提案理由の詳細説明が終わりましたが、これより議案第1号の質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。

— (質疑なしの声) —

(森山議長)

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第1号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(森山議長)

ご異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6 議案第2号 鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(井上予防課長)

はい、議長

(森山議長)

井上予防課長

(井上予防課長)

鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。①議案書の2ページ・3ページをお願いいたします。

これは、急速充電設備について電気自動車の需要増加に伴い、今後普及が加速されることが予想されております。

現在、全出力50KWを超える急速充電設備は、変電設備の規制の対象となっており、電気自動車等の充電を行うことが想定されず火災予防措置に不都合が生じていました。

これらの事情により総務省消防庁が急速充電設備の規制対象を最大出力200KWまで拡大し、あわせて火災予防上必要な措置の見直しをおこないましたので、これにあわせて本組合の火災予防条例を改正するものです。

改正の内容につきましては、先程申しましたように急速充電設備の規制対象を最大出力200KWまでに拡大し、火災予防上必要な措置として、一つ目に建物から3mの離隔距離の確保、二つ目にコネクタの落下防止を講ずること、三番目に冷却液と

基盤の分離構造とすること、四つ目に冷却液の流量と温度の異常検知機能を講ずること、五つ目に開閉器の異常検知機能を講ずること、この5つを追加し急速充電設備の設置届出を定めたものでございます。

それから、あわせて語句の修正をさせていただくものでございます。

なお、施行につきましては令和3年4月1日からとしております。

④議案参考資料の2ページから5ページに新旧対照表を記載しておりますので、確認方をよろしくお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

(森山議長)

以上、提案理由の詳細説明が終わりましたが、これより議案第2号の質疑を行います。質疑はございませんか。

(古賀和仁議員)

議長

(森山議長)

古賀和仁議員

(古賀和仁議員)

現在の電気自動車の普及に合わせて急速の充電設備についての規制を行うということでございますけども、現在ですね、現在設置されている所はどの位あって、この規制の対象になるのかどうかですね。それからもう一つそれぞれ規制されていると思いますけども、これについては電気関係の何と言いますかね免許等もいると思うんですけども、それも規制の対象となるのかどうかですね、その辺を含めてお尋ねします。

(井上予防課長)

はい、議長

(森山議長)

井上予防課長

(井上予防課長)

古賀議員のご質問にお答えさせていただきます。

当管内には本年1月1日現在で14ヶ所の急速充電設備が設置されております。鳥栖市内に10件、基山町に2件、みやき町・上峰町にそれぞれ1件ずつとなっております。

それから免許等のご質問なんですが、消防法ではそちらの規制は行っておりません。電気設備技術基準等の規制を受けるのではないかと考えております。

それから既に設置されている急速充電設備については、今後の規制の対象となっております。

(古賀和仁議員)

はい、すみません。

(森山議長)

古賀和仁議員

(古賀和仁議員)

現状として今設置されている区分についてはですね、対象となる場合はそれぞれ改善の事について何らかの形の指導をされるのかどうかですね、そういうのはしなくてもこの設置については大丈夫ですよというのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

(井上予防課長)

はい、議長

(森山議長)

井上予防課長

(井上予防課長)

現に設置されてある急速充電設備につきましては、施行後の４月１日以降についても現在のもので可能というふうになっております。以上です。

(森山議長)

他にございませんか。

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第２号 鳥栖・三養基地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(森山議長)

ご異議なしと認めます。よって議案第２号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第７ 議案第３号 専決処分事項の承認について議題といたします。

詳細説明を求めます。

(松永総務課長)

はい、議長

(森山議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

議案第3号 専決処分事項についてご説明いたします。

議案書の4ページ、5ページをお願いいたします。

昨年11月30日鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定によりまして議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分をいたしましたのでこれを議会に報告し承認を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、人事院勧告に準じ鳥栖・三養基地区消防事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正するものであり、第1条、第2条ともに再任用を除く職員に係る期末手当の額について、それまで年間基礎額の2.6月であったものを年間2.55月へと改正したものでございます。

ご承知のとおり、本組合職員の期末・勤勉手当の基準日は12月1日となっておりますことから、不利益不遡及の原則により令和2年11月30日までに議会の議決が必要でございましたので、議会の開催に向け関係市町と調整を図ったところでございますが、構成市町の議会開催日が11月27日と11月30日であったため、日程的に調整がつかなかったことから議長へご相談させていただいたうえで、専決処分としたところでございます。

改正する条例の詳細でございますが、第1条は昨年6月に支給していた期末手当の額について12月の支給額で調整を図るため期末手当基礎額に乗じる率を、一旦100分の130から100分の125へ改正、第2条で期末手当基礎額に乗じる率を100分の127.5と改正し6月と12月を同率にするものでございます。

このため第1条の施行は公布の日からといたしており、第2条の施行は令和3年4月1日といたしております。

議案参考資料の6ページ、7ページに新旧対照表を添付いたしておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。何卒、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(森山議長)

提案理由の詳細説明が終わりましたが、これより議案第3号の質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。

— (質疑なしの声) —

(森山議長)

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第3号 専決処分事項の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(森山議長)

ご異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第8 議案第4号 令和2年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(松永総務課長)

はい、議長

(森山議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

議案第4号 令和2年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第2号）についてご説明いたします。

別冊の②と標記しております、令和2年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算の1ページをお願いいたします。

今回の補正でございますが、既決の予算の総額に歳入、歳出それぞれ895万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ15億7,201万9千円といたしております。

次に5ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございますが、款3項1 消防施設費、非常用発電機に供給するための危険物施設整備事業の5,269万2千円について、年度内の完成が困難となりましたので翌年度へ繰越をお願いするものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

第3表 地方債の補正でございますが、契約をいたしております高規格救急自動車の整備事業に伴う組合債について、起債対象事業費が確定いたしましたので起債の限度額について3,090万円から3,020万円に減額をいたしております。

それでは、予算の詳細について事項別にご説明いたしますので、10ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが款１の分担金及び負担金につきましては、本年度から３年間、上峰町へ派遣いたしております職員の人件費相当額となる４７９万７千円を増額いたしております。

つぎに、款２ 使用料及び手数料、項２の手数料につきましては１００万円を増額、また、款３の国庫支出金は６８万７千円を増額いたしております。これは、令和２年７月豪雨による災害発生時、昨年７月４日から４日間、７名の隊員を緊急消防援助隊として熊本県へ派遣を行いました、その時に生じた費用でございます。

款５ 財産収入項１の財産運用収入でございますが、各基金の預金利子で１３２万９千円を増額し、補正後の額を１４５万４千円といたしております。

次のページをお願いいたします。

款７の繰入金につきましては財政調整基金繰入金で２，８８６万２千円、消防施設等整備基金繰入金で７０９万８千円を減額いたしておりますが、財政調整基金につきましては一般財源の調整、消防施設等整備基金につきましては車両購入等の入札差額を減額いたしております。

款８の繰越金は前年度から２，００２万円の繰越となっております。

つぎに、款９ 諸収入に関しましては項２ 高速自動車国道救急業務支弁金で、支弁金の算出方法に係ります救急隊１隊の維持費用が減額となりましたため、算出後の額として３３万円の減額となっております。また、項３の雑入で２０万円を増額いたしております。

次のページをお願いいたします。

款１０の組合債でございますが、起債対象事業費とならなかった７０万円の減額でございます。

続きまして歳出についてご説明いたします。

款１ 議会費で６千円を減額いたしております。

つぎに、款２ 総務費の総務管理費、目１、一般管理費につきましては２８４万４千円を減額し、補正後の額を１３億３，９９２万６千円といたしております。

内訳でございますが、節１ 報酬の３５万４千円と節２ 給料の２２万１千円は決算見込みによる減額、節３ 職員手当等につきましては定年による退職者はございませんが、退職希望者がありましたので全体として３１２万６千円を増額いたしております。

次のページをお願いいたします。

節４ 共済費につきましては７１９万８千円、節７ 報償費は４万１千円、節８ 旅費で１９１万２千円、節９ 交際費は４万７千円、節１０ 需用費は１７９万１千円、節１１ 役務費は１２３万７千円、節１２の委託料は２８６万８千円を減額いたしておりますが、これは公共施設等総合管理計画に基づく施設診断業務の入札差額などで、その他の節につきましては決算見込みによるものでございます。

節１３ 使用料及び賃借料は６１万１千円の減額

次のページをお願いいたします。

節１８ 負担金補助及び交付金につきましては１０３万円を減額いたしており、これらの節につきましても決算見込みとなっておりますが、本年度におきましては新型コロナウイルスの感染拡大に伴い各種研修等の中止やリモート開催もあり、旅費と負担金の減額が大きくなったところでございます。

節２４ 積立金の増額１，１３４万円につきましては、財政調整基金条例に基づく前年度決算の余剰金に伴う積立の調整額と、各基金の預金利子等についてそれぞれの基金に積み立てるものでございます。

次のページをお願いいたします。

項２の監査委員費は６千円の減額といたしております。

つぎに、款３ 消防費の項１ 消防施設費の減額６０９万６千円につきましては、車両や資機材の購入に伴う入札差額等でございます。

款４ 公債費の減額でございますが、システム上細節ごとに集計を行うため、どうしても決算で不用額が出てしまいますので、その額について調整をさせていただいております。

議案参考資料の８ページに令和２年度負担金算出表を添付いたしておりますので、ご参照いただきたく存じます。

以上、説明とさせていただきますが、なにとぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(森山議長)

以上、提案理由の詳細説明が終わりましたが、これより議案第４号の質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。

(古賀通議員)

はい

(森山議長)

古賀通議員

(古賀通議員)

はい古賀です。今回補正予算を計上してありますけども、１０ページの款１ 分担金及び負担金等で目１ 市町村負担金という事で４，７９７千円上峰町特別負担金という事で科目が上がっております。これについて、内容についての説明をお願いします。

(松永総務課長)

はい、議長

(森山議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

古賀通議員のご質問にお答えをいたします。議員ご指摘の職員につきましては、地方自治法に基づき構成市町からの要請を受け派遣しているところでございます。この他に過去5年間の構成市町等職員の派遣数につきましては、3年間の派遣協定でみやき町が3人、上峰町が1人となっておるところでございますが、職員の給与等については本組合が支給し、派遣先の市町から負担金として収入しているところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

(古賀通議員)

はい

(森山議長)

古賀通議員

(古賀通議員)

構成市町村の構成の人事交流という事でしょうけど、この根拠ですね、その派遣する根拠について説明いただきたい。更にこの派遣されている現在の人員ですね、例えば県の消防学校とか、他町村とか、他の部課とか、そういうところに派遣されている人数、人員について説明をお願いします。

(松永総務課長)

はい、議長

(森山議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

古賀通議員のご質問にお答えをいたします。ご指摘の派遣につきましては地方自治法に基づき構成市町からの要請を受けたうえで派遣しているところでございます。なお、派遣している構成市町、その他等の職員につきましては、みやき町が1人、上峰町が1人、佐賀県の防災航空隊が1人、消防学校の教官として1人、それから研修として鳥栖市に1人派遣しているところでございますが、派遣受け入れにつきましては組合が派遣した職員につきましても一定のスキルアップが見込まれることや、防災関係の担当としての依頼であることから、本組合と派遣先との間で災害に関する情報共有などがスムーズに図ることができるというふうに考えているため、これを了承しているところでございます。

そのほか、鳥栖市に派遣中の職員につきましては2年間の協定で派遣をしているところでございますが、これは事務的に強化を図りたい契約関係の研修といたしまして、本組合から鳥栖市へお願いしているものでございますので、鳥栖市の契約検査課で受け入れをしていただいております。この職員につきましては人件費は本組合が負担をしているところでございます。

なお、これらの派遣職員につきましては本組合の定数条例に基づきまして、定数外として取り扱っておりますことから、消防業務に支障はきたしていないと考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

(古賀通議員)

はい、議長

(森山議長)

古賀通議員

(古賀通議員)

説明ありがとうございました。この鳥栖広域消防組合の人員派遣について、それぞれの構成団体あるいは県とか、そういう見識を深める、あるいは広域でそれぞれの交流をしながら情報を取得すると、様々な目的があるかと思いますが、現在5名位ですね派遣されているようでございますけど、その定数条例には別に影響ないという事でございますが、昨今の新型コロナウイルスの蔓延に対するですね、そういう緊急事態あるいは災害が発生した場合と、そういう場合にですね、例えばこの5名の方が派遣されているから定数外であっても、やはりローテーションを組むのも大変ではないかと思います。これは働き方の改革なりですね、やっぱり交流が安易に行われているとまでは言いませんが、その派遣がですね果たして重要であるかどうかという事です。協定についてどうですかね。

(松永総務課長)

はい、議長

(森山議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

古賀通議員のご質問にお答えをいたします。職員につきましては、それまで128人であった定数について平成27年に139人、それから平成30年に146人と18人の増員をさせていただき、救急隊を増隊するとともに査察執行などの強化に努めているところでございます。このようなことから今のところ満足のいく消防行政のサービスは維持できているものと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

(古賀通議員)

はい

(森山議長)

古賀通議員

(古賀通議員)

それぞれ年度によってですね定数１２８人から現在１４９人ということで定数は増加していると、それから人口増あるいは地域のそれぞれの拡大とか防災上の問題もあるとでしょうけども、常時ですね４・５名の方が外の業務、外の業務と言ったら悪いけども、研修なり必要に応じて派遣したりという事はですね、本当にその人員の派遣が、それを求める組織がですね運営に適合する組織がそれを迎え入れて、どれだけのですね社会的な効果があるかという疑問が出てくるわけですよ。だから１４９人になったことも、それも一つじゃないかと思うんですがいかがですか。

(松永総務課長)

はい、議長

(森山議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

古賀通議員のご質問にお答えをいたします。先ほどのご説明のとおり繰り返しますが、組合が派遣をいたしました職員につきましても、一定のスキルアップが見込まれることや、防災関係の職員としての災害の情報共有をスムーズに図ることが

できるということで、派遣をいたしているところでございます。現在、関係機関へ派遣している職員は5人、これは定数外となっておりますが消防の業務に関しましては支障を来しているということはないというふうに考えておりますが、今後につきましては退職者の増加に伴い再任用職員が増えてくることや、退職年齢の引き上げ等の状況も見据えて高年齢層についても交替制勤務者として活用するなど、勤務形態のあり方についても検討し採用する人員計画を策定してまいりたいと考えております。どうかご理解賜りますようお願いいたします。

(古賀通議員)

はい

(森山議長)

古賀通議員

(古賀通議員)

先ほどの説明ですね、それなりのその社会的効果、その広域消防組合のですね構成団体に関する情報共有なり、それなりの効果はあっていると思いますが、先ほどの再任用職員の増加、あるいは定年年齢引上げという言葉が出てきましたけれども、それも視野に入れてこの149というのは作成されている訳ですかね。

(松永総務課長)

はい、議長

(森山議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

古賀通議員のご質問にお答えいたします。ご指摘の通りでございます。

(古賀通議員)

はい

(森山議長)

古賀通議員

(古賀通議員)

まあたしかに構成市町団体ですね要請によって派遣されている、そして人事交流も情報交流もそして防災上の危機点検等もうまい具合に行っていると思います。まあ今後この派遣という事についてですね、まああの出来ればもう少し慎重に取り扱っていただければと思います。以上です。

(森山議長)

ほかにございませんか。

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第4号 令和2年度鳥栖・三養基地区消防事務組合補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

—（異議なしの声）—

(森山議長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第9 議案第5号 令和3年度鳥栖・三養基地区消防事務組合予算について議題といたします。

提案理由の詳細説明を求めます。

(松永総務課長)

はい、議長

(森山議長)

松永総務課長

(松永総務課長)

令和3年度 鳥栖・三養基地区消防事務組合予算についてご説明いたします。

別冊の③としております令和3年度 鳥栖・三養基地区消防事務組合予算の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億441万9千円といたしており、前年度比2,327万3千円の減額となっております。

つぎに、5ページをお願いいたします。

第2表の地方債でございますが、公共施設等適正管理推進事業として限度額140万円、起債の方法は証券発行又は証書借入、利率は5%以内、償還の方法につきましては政府資金の場合はその融資条件、その他の場合は債権者と協定することといたしております。

歳入歳出予算の詳細については事項別にご説明いたしますので12ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、款1 分担金及び負担金で13億9,192万1千円を計上しておりますが、前年度比1,163万3千円の増額となっております。

負担金につきましては地方交付税の算定額を基礎としております関係で、みやき町

の合併算定替や高速道路救急特別交付税について減額となりましたが、基準財政需要額に係る消防費の単位費用が11,400円、救急業務費が2,751円となりましたので全体といたしましては増額となったところでございます。

款2 使用料及び手数料で項1使用料の17万円につきましては、自動販売機設置料でございます。

また、項2の手数料は危険物施設の許可申請などに係る手数料150万円を計上いたしております。

款3 国庫支出金それから次のページになりますが、款4の県支出金につきましては科目設定でございます。

款5 財産収入で項1の財産運用収入は各基金の預金利子として12万円を計上し、項2の物品売払い収入は科目設定となっております。

款6 寄附金につきましても科目設定でございます。

14ページをお願いいたします。

款7の繰入金でございますが、財政調整基金から一般財源へ9,580万3千円を繰入れ、消防施設等整備基金からは消防本部・鳥栖消防署の外壁等改修に係る設計業務に充当するため23万9千円の繰入れを予定いたしております。

款8の繰越金につきましては科目設定でございます。

款9 諸収入の項1預金利子につきましては科目設定、項2では高速自動車国道における救急出動に対する支弁金として670万3千円を計上いたしております。

これは、高速道路での救急業務を行う消防本部が救急隊1隊を維持するための必要な経費、管轄するインター数、出動件数などにより算出した額について、西日本高速道路株式会社へ請求するものでございますが、救急隊1隊を維持する費用が減額となりましたので33万円の減額となっております。

次のページをお願いいたします。

項3の雑入につきましては危険物安全協会からの負担金100万円と、佐賀県防災航空隊へ派遣しております職員の人件費相当額となる交付金555万6千円を計上

いたしております。

款１０の組合債につきましては公共施設等適正管理推進事業として消防本部・鳥栖消防署庁舎の屋根と外壁の改修を予定いたしており、設計費用の１４０万円を起債する予定でございます。

１６ページをお願いいたします。

続きまして歳出でございますが、款１の議会費で４０万円を計上いたしております。

次に款２ 総務費の項１総務管理費 目１一般管理費を１３億９，００２万５千円といたしており、前年度比４，７２９万６千円の増額となっておりますが主に人件費の増加に伴うものでございます。

内訳でございますが、節１につきましては会計年度任用職員３人を含む報酬として５５３万円、節２ 給料で５億３，７８０万１千円、節３ 職員手当等で４億８，８３６万１千円を計上いたしております。手当等につきましては、退職者２人分の手当が増額となっているところでございます。

次のページをお願いいたします。

節４ 共済費が２億９０２万３千円、節７ 報償費で１２万１千円、節８ 旅費は５３４万４千円を計上、これは、消防学校、消防大学校、救急救命士研修の旅費が主なものとなっております。

次に、節９ 交際費１０万円、節１０ 需用費で４，９２６万７千円を計上、これは、消防被服、消耗品費、光熱水費など経常的なものでございます。

次のページをお願いいたします。

節１１ 役務費の１，７３４万４千円につきましては、通信費や健康診断料などでございます。

節１２の委託料で４，７２４万５千円、主なものにつきましては、消防救急デジタル無線、消防指令システム、消防ＯＡシステム等の保守業務に伴う委託料でございます。

次のページをお願いいたします。

節 1 3 使用料及び賃借料で 1, 2 4 2 万 3 千円、これは O A 機器のリース料などでございます。また、救急事案管理システムを導入し救急出動に係る時間の短縮や職員の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

節 1 4 工事請負費につきましては鳥栖消防署で不具合が出ております車庫のオーバードア改修工事、また、トイレを押しボタン式から自動水栓式へと変更する工事など 2 4 0 万 3 千円を計上いたしております。

節 1 7 備品購入費で 5 7 万 8 千円、これは庁用器具等の購入をお願いしたいと考えております。

節 1 8 負担金補助及び交付金の 8 8 0 万 8 千円につきましては、消防学校や消防大学校の入校、救急救命士研修の負担金などでございます。

節 2 1 補償補填及び賠償金につきましては科目設定をいたしております。

次のページをお願いいたします。

節 2 4 積立金につきましては 4 7 2 万 4 千円を計上いたしておりますが、財政計画に基づき積み立てをお願いしたと考えております。

次の、節 2 6 公課費の 9 5 万 2 千円は、車両に係る重量税及び国家試験に合格した救急救命士の登録免許税でございます。

款 2 総務費の項 2 監査委員費は 5 万 2 千円を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

款 3 消防費は 8 2 3 万 5 千円を計上しておりますが、節 1 7 の備品購入費で消火用及び救助用の資機材等の購入に伴うものでございます。

款 4 の公債費でございますが、元金で 9, 9 3 9 万 7 千円、利子で 1 3 1 万円の合計 1 億 7 0 万 7 千円を計上いたしております。詳細につきましては説明欄に記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

款 5 予備費につきましては 5 0 0 万円といたしております。

なお、議案参考資料の 9 ページと 1 0 ページに令和 3 年度負担金算出表と性質別歳

入・歳出一覧を添付しておりますので、ご参照いただきたく存じます。

以上、説明とさせていただきますが、なにとぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(森山議長)

以上、提案理由の詳細説明が終わりましたが、これより議案第5号の質疑を行います。

— (質疑なしの声) —

(森山議長)

質疑を終わります。

本議案については、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第5号 令和3年度鳥栖・三養基地区消防事務組合予算については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

— (異議なしの声) —

(森山議長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和3年2月組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

地方自治法第123条の規定に基づき、ここに署名いたします。

令和3年 2 月 16 日

会議録署名議員

鳥栖・三養基地区消防事務組合議長

新 山 林

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

松隈清之

鳥栖・三養基地区消防事務組合議員

寺崎太彦